

中小企業の連鎖倒産防止を目的とする中小企業倒産防止共済法の一部改正法が平成 23 年 10 月 1 日に施行されました。今回は中小企業倒産防止共済制度の概要と改正点について説明していきます。

前田の〈ちょっと経営を考えよう〉第 243 回

アメリカ、ヨーロッパ（ギリシャ、イタリア、スペイン、他）の大不況がいよいよ世界中の経済を蝕み始めました。

我々中小企業、弱小企業はもう青息吐息の状態です。

こんな時、身近な人へ相談することに二の足を踏んで、結局息絶える企業も増えています。

今こそ、困難を乗り越えるとき頼りになり得る「心の傘」を持ってください。旧友、先輩、先生・・・あなたとちょっと違った経験、人脈のある方にまず相談しましょう。生き残る知恵がでてくるかもしれません。また先輩経営者の一言で倒産の危機を乗り越えることもあるかもしれません。

一度旧友等と一席設け、この秋の夜を、ざっくばらんに互いの近況を伝え合ってみてはいかがでしょうか。

1. 中小企業倒産防止共済制度について

中小企業倒産防止共済制度は取引先の倒産等により売掛金債権が回収困難になったときに「掛金総額の 10 倍に相当する額（最高 8,000 万円）」か、「回収困難となった売掛金債権」のいずれか少ない額を、共済契約者に対して無利子等で貸付けを行う制度で中小企業基盤整備機構が運営をしています。但し、貸付を受けた場合、貸付額の 10 分の 1 に相当する額が今まで納付した掛金から控除されます。

掛金月額は 5,000 円～200,000 円の範囲内（5,000 円単位）で自由に選べ、掛金総額が 800 万円に達するまで積立が可能になります。毎月の掛金については税法上の損金または必要経費に算入することができます。

また、取引先事業者が倒産していなくても、共済契約者が臨時に事業資金を必要とする場合には解約手当金の 95%を上限として貸付を受けることができます。

解約手当金については、掛金を 12 ヶ月以上払い込んで、解約した場合に解約手当を受け取ることができ、40 ヶ月以上支払った場合には掛金総額の 100%が解約手当金として受け取れます。（12 ヶ月以上払込みが滞った場合等で中小企業基盤整備機構から解約を受けた場合は 40 ヶ月以上でも 95%が限度となります。）

2. 改正事項の概要

(1) 貸付限度額等の引き上げ

毎月の掛金は現行の 8 万円で掛金総額は 320 万円が上限でした。改正では毎月の掛金は 20 万円へと 2.5 倍に拡大され、掛金総額も 800 万円に引き上げられました。

掛金総額が引き上げられたため、貸付限度額についても現行の 3,200 万円から 8,000 万円になります。

(2) 償還期間の延長

償還期間について、現行制度では一律 5 年でしたが平成 23 年 10 月以降からは下記のようになり、共済金の貸付金額に応じて据置期間 6 ヶ月を含め 5～7 年の範囲で毎月均等償還することとしています。

- ① 5,000 万円未満 5 年
- ② 5,000 万円以上 6,500 万円未満 6 年
- ③ 6,500 万円以上 8,000 万円未満 7 年

(3) 早期償還手当金制度の創設

貸付金を 12 ヶ月以上前倒しで償還した完済者に対しては、新たに手当金を支給する「早期償還手当金制度」が創設されました。具体的には償還期間 6 年で 5,000 万円の貸付金を受け、2 年後に全額繰上げ償還をした場合には早期償還手当金が 80 万円受けられます。

前田の《今人生を語る》第 148 回

めざめよ日本人 ㊦

次に解散総選挙があった時、あなたは民主党、自民党、あるいは他の党と、どの党に投票しますか？

- 中国問題、○ 韓国問題、○ 外国人参政権問題、○ 沖縄問題
- ロシア問題、○ 公務員問題、○ 増税問題、○ 復興問題、○ 少子化問題
- 憲法問題、○ 国防問題・・・

ほんとうに、多数の難しい問題が日本国、日本人の前に山積みです。

こんな時、真に日本国、日本人のことを考えて（日本の土地は日本人だけの物ではないとのたまわった政治家もいましたね）対処してくれる政治家はどこかの党、そして誰でしょう。

我々が日本をどうしたいかのコンセプト、哲学を持って真剣に一票を投票しなければ、日本の 10 年後はなくなります（中国のもの、ロシアのもの?）。